

# 破産手続開始通知書

事件番号 平成27年(フ)第9170号(平成27年10月23日申立)  
本店所在地 東京都千代田区外神田一丁目16番5号 万世橋警察署(勾留中)  
破産者 カルプレス・マルク・マリ・ロベート

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

- (1) 破産手続開始日時 平成27年11月10日午後5時
- (2) 破産管財人 弁護士 坂口 昌子  
東京都千代田区大手町1丁目7番2号 東京サンケイビル18階 梶谷綜合法律事務所  
電話 03-5542-1453 FAX 03-5542-1454
- (3) 財産状況報告集会の日時及び場所  
平成28年2月17日午後2時30分 債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)  
財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。
- (4) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。  
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

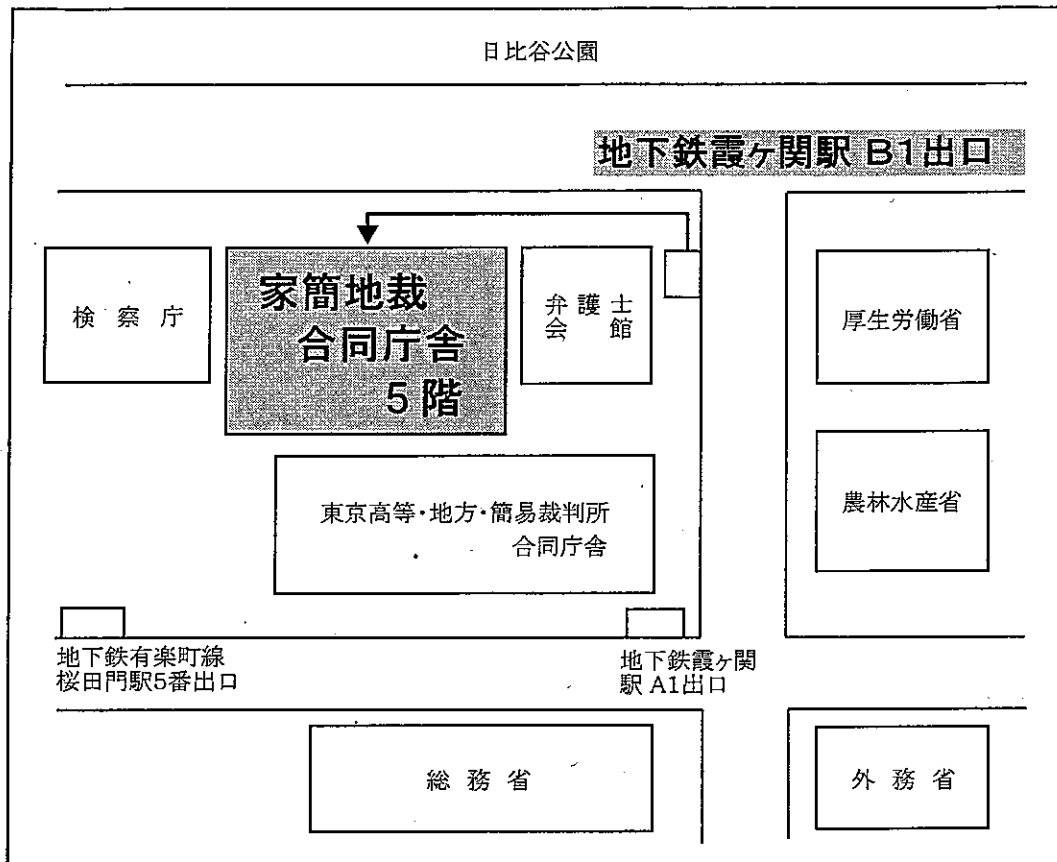
2 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で債権者に対する配当ができない可能性が高いと考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めなかったこととしました(破産法31条2項)。破産管財人において、破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。  
なお、住所等の連絡先が変更したときは届け出てください。

3 前記2の記載にかかわらず、交付要求庁においては、随時、破産管財人に対して交付要求を行ってください。

4 破産手続の進行については破産管財人までお願いします。

東京地方裁判所民事第20部合議F係 裁判所書記官 浅 香 大八郎

# 債権者集会場のご案内



債権者集会は

家簡地裁合同庁舎 5階

## 債権者等集会場 1

で行います。

出席の際は場所をお間違いないようご注意ください。

※当庁では、平成25年10月1日から、入館の際に所持品検査を実施しています。混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。